

「森林の土地の所有者届出書」の提出要領

届 出 日	<p>新たに土地の所有者になった日から90日以内に提出すること。</p> <p>※90日を過ぎても罰則等はないので、所有権移転登記が完了した後に提出すること。また、90日を過ぎて提出を忘れていることに気が付いた場合も必ず提出すること。</p>
届 出 人	<p>共有の場合は、次のいずれかの方法により提出すること。</p> <p>① 共有者各自が自分の持分に応じて届出書を提出する。</p> <p>② 共有者の連名とし、各自の持分を明記した届出書を提出する。</p> <p>③ 届出人の下に(共有者代表)と記入し、代表者の住所・氏名・連絡先と所有権の移転に関する事項ほかの必要事項を記入し、別紙の「共有者名簿」を作成・添付する。(共有者名簿の「土地の所在」欄は、「届出書に記載のとおり」又は「届出書の別紙に記載のとおり」との記入で可)</p> <p>※別紙の「共有の届出のイメージ」を参考に、持分割合等を正確に記入すること。</p>
所 有 権 の 移 転 の 原 因	<p>売買、相続、贈与、会社の合併など具体的に記入すること。</p>
土 地 に 関 する 事 項	<p>地域森林計画区域内のすべての土地が届出の対象となるので、地目に関係なく、すべての地番を記入すること。</p> <p>※インターネットで「やまぐち森林情報システム」と検索することで地域森林計画区域内の土地かどうか調べることができます。 調べ方がわからない場合やインターネットが使えない場合は、ご連絡ください。<連絡先:0838-25-4194(萩市林政課)></p> <p>複数の土地がある場合は、番号を付して1筆ごとに記入すること。</p> <p>届出書の行が不足する場合は、「別紙のとおり」と記載し、別紙様式の一覧表を作成・添付すること。</p> <p>面積は、ヘクタールを単位とし、少数第5位を四捨五入し、少数第4位まで記入すること。</p>
備 考	<p>次の事項の有無について該当するものを○で囲むこと。</p> <p>① [森林以外の用途] 「有」の場合は、具体的な用途を()内に記入すること。</p> <p>② [森林の土地の境界の把握]</p> <p>③ [その他参考となる事項] ※「有」の場合は、具体的な事項を()内に記入すること。</p>
添 付 書 類	<p>土地の位置を示す図面(公図の写し等)</p> <p>当該土地の登記事項証明書又は所有権の移転の原因を証明する書類(写しで可)</p>
【 連 絡 先 】	<p>萩市林政課 0838-25-4194</p>

国土利用計画法の規定による届出との関係

所有権の移転理由が売買等の有償譲渡の場合は、森林の土地の所有者届出ではなく、国土利用計画法の届出が必要となります。（森林法の届出よりも国土利用計画法の届出が優先される。所管は都市政策課）

国土利用計画法の届出が必要な基準は次のとおり。

○市街化区域：2,000㎡以上

（萩市では市街化区域を設定していません。）

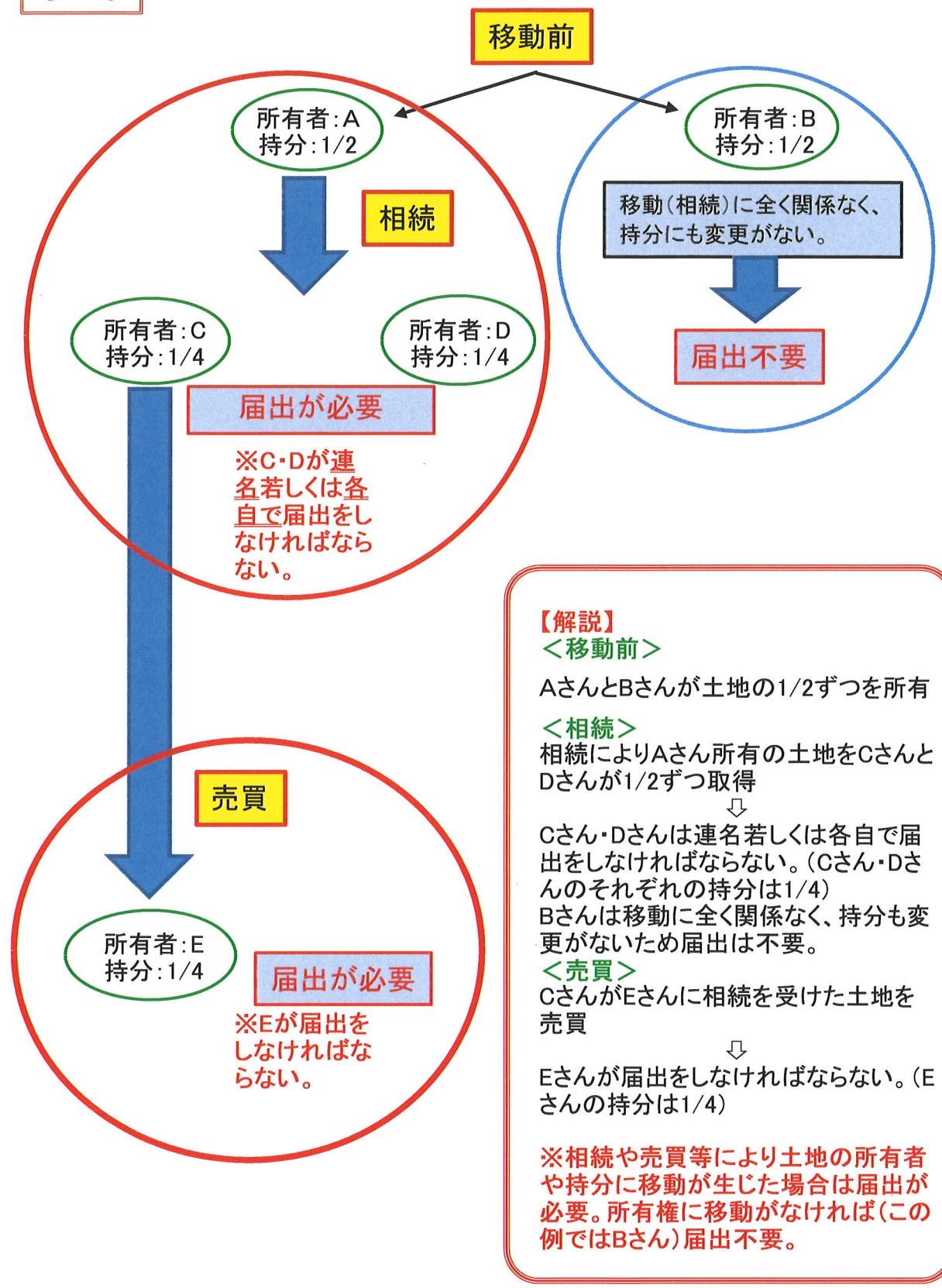
○都市計画区域：5,000㎡以上

（都市計画区域は、木間・三見・大井・島しょ部を除く旧萩地区のみ）

○その他の区域：10,000㎡（1ha）以上

参考

共有の届出のイメージ



【解説】

<移動前>

AさんとBさんが土地の1/2ずつを所有

<相続>

相続によりAさん所有の土地をCさんとDさんが1/2ずつ取得



Cさん・Dさんは連名若しくは各自で届出をしなければならない。(Cさん・Dさんのそれぞれの持分は1/4)

Bさんは移動に全く関係なく、持分も変更がないため届出は不要。

<売買>

CさんがEさんに相続を受けた土地を売買



Eさんが届出をしなければならない。(Eさんの持分は1/4)

※相続や売買等により土地の所有者や持分に移動が生じた場合は届出が必要。所有権に移動がなければ(この例ではBさん)届出不要。